

広報かめだ

発行所 亀田町役場

編集責任者 松原元一

町の人口

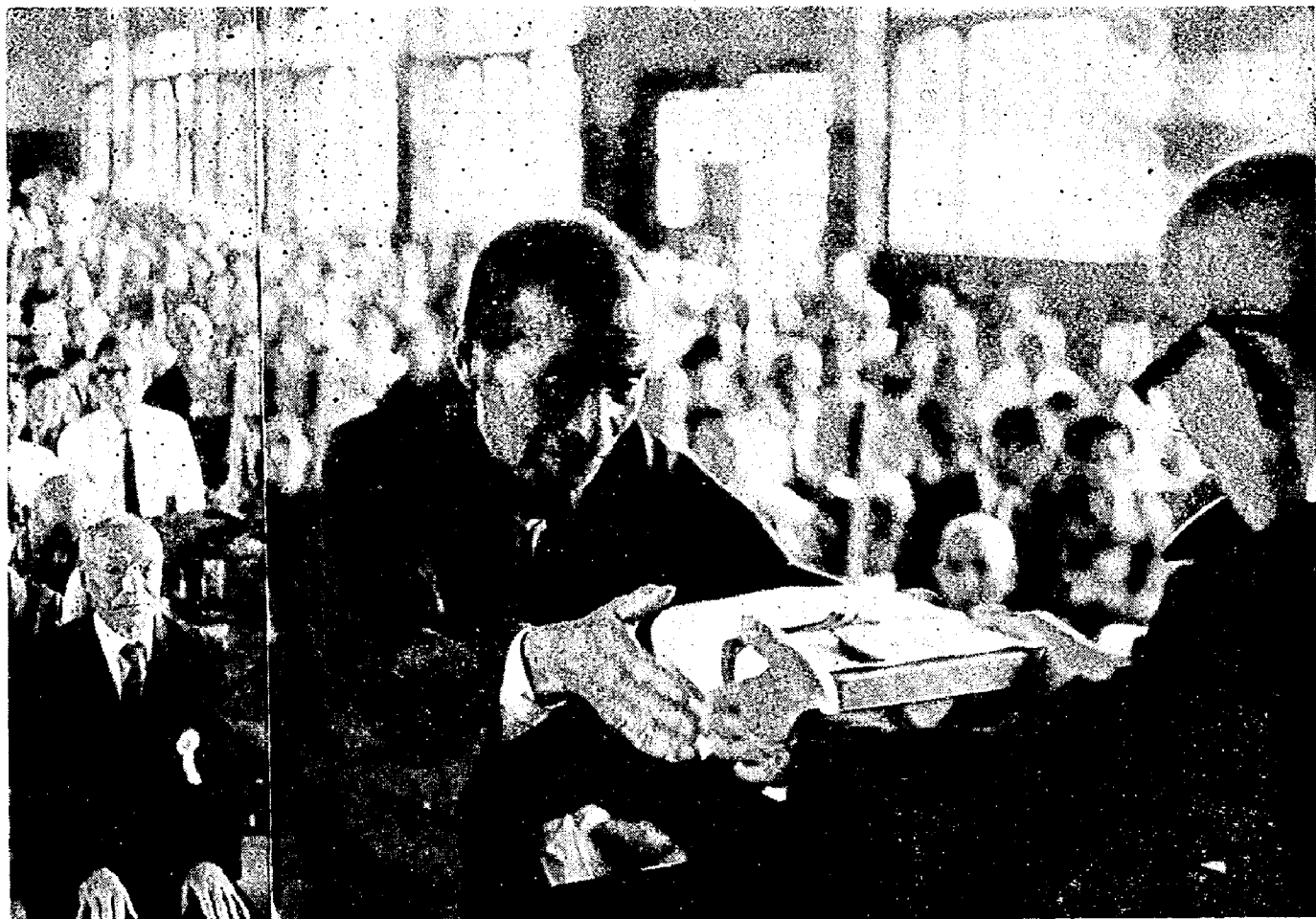
人口	22,241人
男	10,795人
女	11,446人
世帯数	5,008

45.8.1現在

9月

毎月1回1日発行

NO. 24



(昨年9月15日敬老の日に長寿の記念品贈呈)

九月十五日 敬老の日

お元気にどうぞ!!

おじいさん、おばあさん
お元気ですか。ことしも、
「敬老の日」がやってきました。

町でも、ことし満七十才
以上になれるおとしより
をお迎えして、亀田小学校
で敬老会を盛大に行ないま
す。

当日は、いままで社会に
尽してきたことに感謝をこ
めて、県や、町からそれぞ
れ記念品が贈られます。こ
の日招かれるおとしよりは
約八百人で、例年各部落の
人達と婦人会の人達の配慮
により、それぞれ車に乗ら
れ、元気な姿で会場に集り
係に案内され各部落ごとに
きめられた席について他の
部落の顔なじみと笑顔で、
あいさつをかわす、ひとと
きがあり、なごやかな風景
が見られます。

わたしたち町民も、この
「としよりの日」をたゞ過
すだけでなく永年に亘り、
社会に尽されたおとしより
に感謝し、長寿をお祝いす
るとともに、もつと、もつ
と老人福祉について関心を
深め、いまでも住み良い
社会をつくり、おとしより
から「生きていて良かった
」といわれる世の中をつく
つてやりたいものです。ま
たおとしよりからも、いま
までの経験と知識を「より
良い世の中」をつくるため
に役立たせていただきたい

ものです。

当日は全国的に敬老の日
の行事が行なわれますが、
町は午前十一時から敬老会
の行事が催され、町長をは
じめ来賓の方々からお祝い
と激励のことばがあり、そ
のあと、八十八才になら
れたおとしよりに来賓の祝、
九十才以上のおとしよりに
記念品、金婚者にそれぞれ
記念品が贈られ、ささやか
な宴会が催され、その中に
婦人会の人達が、おじいさ
ん、おばあさんたちに楽し
い一日をと元氣いっぱい踊
つたり、歌つたりいたしま
す。そのうちにおじいさん
おばあさんの飛び入りもあ
つて、時間のたつのを忘れ
て、亀田甚句などが出て、
なごやかな楽しい一日を過
していただきます。

どうぞ、おじいさん、お
ばあさん、近所のおじいさ
ん、おばあさんと一緒に会
場にこられて、楽しい一日
をお過ごしになられるよう
お待ちしております。

敬老会の主な日程

- 一、開会のあいさつ
- 一、町長のお祝いのことば
- 一、八十八才長寿の祝、金婚
者夫婦にそれぞれ記念品
贈呈
- 一、来賓のお祝いのことば
- 一、祝宴
- 一、婦人会の民謡

改正道交法八月二十日から施行



新しい道交法が、八月二十日から施行になりました。全国の交通事故による死者は先月で二万人を突破、このままのペースでゆくと、年末には一万人、八千人という悲しい記録をつくりそうです。これ等の事故をなんとかストップをかけよう、こんどの改正になったものである。改正のいちばん大きな柱は、飲酒運転の追放。交通事故の死者のうち、八・七％が飲酒運転の犠牲者だといふ。このため、こんごは酒気を帯びたうえで運転は、いっさい禁止され、見つかる三ヶ月以下、酔っぱらい運転の場合同様に罰せられることになり、罰則もぐつと重くなる。二十日から施行された改正道交法のおもな改正点は次の通りになります。

▼飲酒運転の全面禁止
飲酒の程度を問わず、いっさいの酒気おび運転が禁止された。(現行)身体に政令で定められた一定量以上アルコールがなければよかった。

▼飲酒運転の罰則強化
①酒を飲んで正常に運転できない状態でハンドルを握ると、二年以下の懲役または五万円以下の罰金。(現行)一年以下の懲役か五万円以下の罰金

②酒気おび運転(呼吸一歩中・二五割以上のアルコールを吐いて運転)すると、三月以下の懲役または三万円以下の罰金。(現行)この状態で他の交通違反をしたときだけ罰則が二倍に加重されていた。

③警察官は酒気おび運転の恐れがある者について、呼吸検査をすることが出来る。拒否や妨害すると三万円以下の罰金。(新設条項でこれまで任意検査)

④運転者に酒類を提供、

▼免許の取り消し処分
後、再交付までの欠格期間の延長
免許を取り消されたあと再免許を受けるには、点数制度によって公安委員会が一年、二年、または三年のうちから指定する。(これまで一年間)

▼安全運転管理者の責任強化
酒気おび、酒酔い運転をさせたり、黙認した安全運転管理者の罰則を引き上げて違反運転者と同じにする(現行は運転者より一段階低かった。)

▼交通反則通告制度の適用範囲の拡大
①少年の反則者にも反則通告制度を適用することとし、反則金を納めない少年に対し、家庭裁判所が反則

金の納入を指示することが出来る。(新設)

②過去一年以内に行政処分を受けた者で、駐車違反や免許不携帯など比較的軽い反則行為をした場合は、交通反則通告制度が適用される。酔っぱらい運転など危険性が高く、悪質なものに適用され、罰金などの行政処分以上の措置がとられる。(過去一年以内に免許の効力の停止などを受けた者は、違反を繰り返して行なっている者となされ、すべて交通反則通告制度からは除外される)

▼歩行者および自転車の保護
①児童、幼児等の乗降のため停車しての通過通行人のわきを通過しようとすると、違反運転者と同じにする(現行は運転者より一段階低かった。)

②児童、幼児等の乗降の確保を怠った場合は、安全運転義務違反で、また児童バスと知って徐行しない場合は幼児等通行妨害で、それぞれ反則二点などが課せられる。

②歩道でも、標識で指定されている場合は自転車で通行できる。(現行)自転車の歩道乗り入れはできない。

▼故障車輛による交通妨害の排除
①故障のため違反して駐車している車を警官が移動することができるようになり、その費用は車の運転者が負担する。(現行)運転者が現場にいるときは動かすよう命令を出し、警官が勝手に動かさない)

②高速道路や自動車専用道路ではガソリン不足などのため停止するおそれのある車を運搬してはならない

公衆電話の市内通話は三分で切れます
〇〇九月十日より実施〇〇

打切りになる三〇秒前に「ド・ミ・ソ」のチャイムが二回鳴り打切りの手報を行ないます。

切れた後、続けてお話しするには
◆受話器を上げたまま一〇円硬貨を入れてダイヤルしてもかきません。
◆一たん受話器をかけた後、ダイヤルして一〇円硬貨を入れたい場合、間違えて受話器を上げたまま一〇円硬貨を入れたときは、青電話の場合は一〇円は戻りません。
赤電話の場合は一〇円は返却口へ戻ります。

亀小改築工事起行式挙行



昭和四十五、四十六年度の二ヶ年継続事業として施工、亀小改築起行式は去る二十四日亀小建築現場に於て挙行されました。

(藤田町長のくわ入れ)

本校舎は老朽がはなはだしく、又年次的にも学級増の学校であります。町では昭和四十四年度に本格的な改築計画を作成したところであり、

総面積三、〇三五㎡で竣工は昭和四十六年六月三十日であり、構内は鉄筋コンクリート三階建一部渡り廊下鉄骨造りであり、普通教室十八学級、職員室、校長室、集会室、図書室、放送室、保健室等が含まれています。

本年度工事としては、一、六〇〇㎡を国庫負担事業として四十六年三月三十日に竣工いたします。

なお去る七日、木体工事

国民年金に加算年金

「所得比例」制度が始ります

納めた年数に応じて次のようになり、

納めた年数	加算年金
一年	一、〇〇〇円
二年	二、〇〇〇円
三年	三、〇〇〇円
四年	四、〇〇〇円
五年	五、〇〇〇円
六年	六、〇〇〇円
七年	七、〇〇〇円
八年	八、〇〇〇円
九年	九、〇〇〇円
十年	一〇、〇〇〇円

国民年金の被保険者であればこの加算年金制度に入ることができますが、所得のない人や保険料の免除をうけている人は加入できません。この加算年金制度は加入するかどうかは自由ですが、将来の生活のことを考えると加入したほうが有利です。加入の時期や方法につきましては、地区の年金委員を通じてお知らせいたします。

暑さなんかにまけるもんか!!



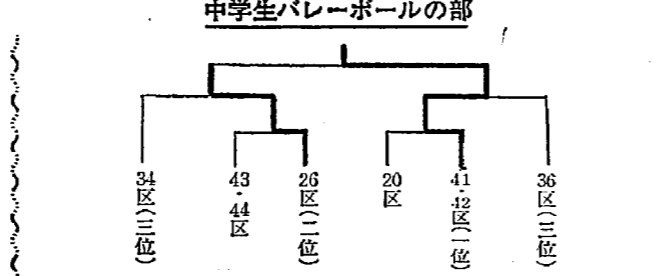
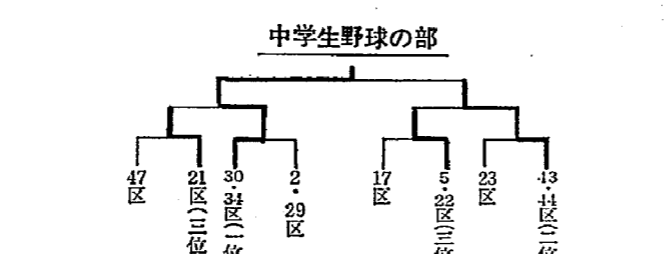
第八回少年少女球技大会終る

台風九号の影響で天候が気づかれましたが、子どもたちは終始真顔にプレーをし、応援のお父さん、お母さんがたを感動させておりました。この大会は毎年夏休み期間に行なわれ、子どもたちの大きなはげみとなっており、

十六日午前八時、亀田ポイスカウトのもつプラカ

ード、各校の児童会旗を先頭に全チーム約一千名の入場行進でした。この日のために練習にはげんだ各選手、のいっしょに黒い顔、顔、観衆のうっす手拍子に合わせて力強い足どりで行進を終り、前年度優勝チーム三十三区、浦井一君の力強い選手宣言の後各会場にわかれて試合を開始いたしました。

成績は次のとおりです。

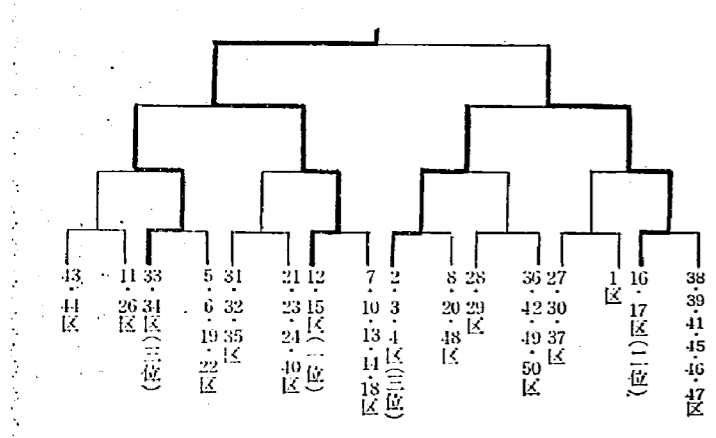
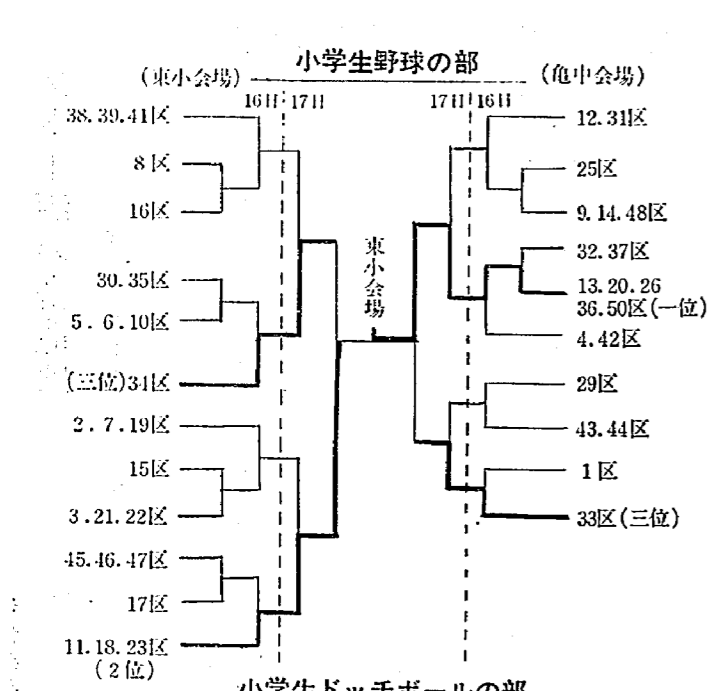


交通安全運動実施中に交通安全指導所設置

夏の間交通安全運動期間中の八月十日町交通安全対策協議会は、亀田警察署の協力を得て、国道四十九号線の下町荒木鮮魚店前に交通安全指導所を設け、交通安全指導の頭をこめて、運転者にチラシを配布しました。

町交通安全対策協議会は夏の間交通安全運動期間中に昨年も行なつた交通安全指導所を亀田町独自で設けて、お盆の帰省、レジャー等で交通量の多いと思われる八月十日、下町荒木鮮魚店前に亀田警察署長以下署員十数名のご協力を得て交通安全対策協議会の理事十数名で運転者に交通安全の願いをこめたチラシを配布いたしました。

運転手さんたちは、チラシをもらって読んで、交通安全対策協議会の理事の方々に頭を下げて目的地に向って行きました。



簡易郵便局で福祉年金が受けられます

福祉年金は従来、郵便局でのみ支払いをされておりましたが、今年の法改正で八月一日から簡易郵便局でも支払われることになりました。このお知らせは、

なお受給希望者で支払郵便局の変更を希望される方は九月七日の年金支払前(遅くとも九月五日正午)までに役場国民年金の係で支払郵便局変更の手続きをとって下さい。

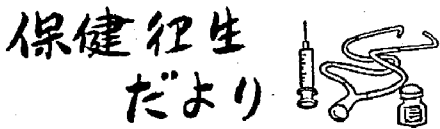
亀田町では早急に簡易郵便局があります。

亀田町職員募集のお知らせ

9月25日までに申込みを

亀田町の職員を次の要領で募集します。

1. 職種並びに人員
 - ◎清掃労務手 2名
 - ◎公民館用務手 1名
2. 募集要領
 - ◎資格 昭和45年10月1日現在で満38才未満のもので身体強健の者 通勤
3. 提出書類および月日
 - 9月25日(金曜日)正午までに次の書類を揃えて総務課へ提出のこと。
 - ◎願 書1通……総務課に用意してあります。
 - ◎履歴書1通……本人の自筆のものに最近の写真を貼付すること
 - ◎健康診断書1通……最近のもの



月日	曜日	内容	該 当	会 場
9月14日	月	妊婦検診	1月、2月出産予定者	公民館
9月16日	水	乳児検診	S 45年3月生れ	公民館
9月17日	木	乳児検診	S 44年11月生れ	公民館
9月21日	月	幼児検診	S 44年3、4月生れ	公民館

今月の当直医

- 6日…藤崎医院 (7区) 電話(0)3072番
- 13日…押木医院 (8区) 電話(0)2052番
- 15日…阿部医院 (20区) 電話(0)2045番
- 20日…高橋医院 (20区) 電話(0)2970番
- 23日…横田医院 (31区) 電話(0)2729番
- 27日…松原医院 (5区) 電話(0)2243番

- ◎渡辺病院 (3区) 電話(0)3111番
当直医、在院診療に応じます
 - ◎中川医院 (14区) 電話(0)3060番
 - ◎堀・本図医院 (19区) 電話(0)2349番
 - ◎佐藤医院 (45区) 電話(0)2878番
- 中川医院、堀・本図医院、佐藤医院については医師不在の場合診療に応じます

たばこは町で買います



今月の納税
固定資産税 第三期分
九月三十日が納期です
お忘れなくお納め下さい。

今年もブドウの季節になり、果物屋の店頭にはブドウがみられるようになり、たが、免許のない人がブドウ酒を造ると酒税法違反になります。

また、非衛生的ですから絶対に造らないようにしましょう。

梅酒を造つてよいのに、なぜブドウ酒を造るといけないのでしょうか？

◎梅酒等は、法令で定められた果実類(梅、みかん、すもも、かりん、いちご、にんにく、くこ、しそ、くわ、またたび、さるなし、とち、ぐみ)を既に税金の納めてあるしようちゆう(酒の小売店)で売っている正

規のしようちゆう)に製してその成分を抽出させて造るもので、自分のうちで飲むものを造る場合にだけ認められており、他人に売ることには禁じられています。

◎ブドウ酒の場合は、ブドウは法令で認められた果実類に入っていないと、またブドウ酒の場合はブツブツわいてアルコール分が出て、あらたな酒が造られることになり、その禁じられているもの

以上のように、ブドウ酒を家庭で造ることは違反となり処罰されることになり、すから絶対に造らないようにしましょう。(税務署)

ブドウ酒の密造はやめましょう!!

選挙人名簿の定時登録と縦覧

毎年9月1日現在で、公職選挙法の第22条によつて次のような要件にある者を、9月10日の登録日にあらたに選挙人名簿に登録することになります。

- (1)年令満20才以上の者。
- (2)亀田町に住居票が作成された日(他の市町村からの転入者については、転入届のあつた日)から引続き3カ月以上亀田町の住民基本台帳に記録されている者。(日本国民であること)

名簿の縦覧については、9月11日から9月15日まで(土曜、日曜、祭日にかかわらず、午前8時30分から午後5時まで)亀田町役場(住民課窓口)に縦覧することができます。

◎他の市町村から亀田町へ転入されても、転入の届がなされないと住民基本台帳に記録されせんし、3カ月以上になつても選挙人名簿に登録されせんので、未届の者は速かに届出をして載かなければなりません。九月の定時登録はできませんが、来春行なわれる選挙時登録によつて登録されることになります

銃砲刀剣類の登録審査会が開かれます

県教育委員会では来る九月十六日(水)新潟市弁天町三原青年の家で午前十時より午後三時まで開催されますので未登録銃砲刀剣類

所持者は当日必ず登録をすませて下さい。当日持参するもの(1)登録を受けようとする銃砲、刀剣類、ならびに所

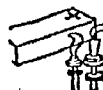
轄警察署からの交付を受けた「銃砲刀剣発見届出受理証」
(2)登録手数料一件につき四〇〇〇円。(現金)
(3)印かん。

進剛	布美子	直之	一巨	由美子	祐二	光代	尚子	正美	紀幸	共英	義美	江美	圭二	岳史	哲也	かおる	彰英	
22区	30区	4区	10区	17区	16区	34区	2区	13区	44区	33区	27区	7区	11区	19区	4区	22区	33区	34区

おたんじょうおめでとう



おくやみ(死亡)



有里子	峰雄	洋子	さゆみ	能正	芳美	一義	雅文	和恵	めぐみ	英志		
21区	31区	44区	10区	19区	2区	36区	26区	27区	31区	1区	9区	16区